

「小田野中央公園をつくる会」規約

(名称)

第1条 この会は、「小田野中央公園をつくる会」という。

(目的)

第2条 本会は、八王子市と市民の協働により、小田野中央公園を整備することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 小田野連合町会、恩方地区町会自治会連合会に属する者
- (2) 恩方地区住民協議会に属する者
- (3) ゆうやけの里・地域福祉フォーラムに属する者
- (4) その他、本会において入会を認めた者

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 八王子市とのパートナーシップ協定の締結
- (2) 利用しやすい、個性豊かな公園をつくるための調査・検討
- (3) 市民の手による整備方法に関する調査・検討
- (4) 手づくりによる公園の整備
- (5) その他、会の目的を達成するための活動

(役員等)

第5条 本会に、次の役員を置き、その選出は会員の互選による。

- (1) 会長1名 副会長1名
 - (2) 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐する。
 - (3) 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 本会に、相談役を置くことができる。

(運営)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の運営及び進行は、会長が行う。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、八王子福祉園内に置く。

所在：八王子市西寺方町76

(定めのない事項)

第8条 この規定に定めのない事項については、会員の合意により定める。

(会の解散)

第9条 本会は、小田野中央公園の整備が完了した時点で解散する。